

# 社会福祉法人瑞穂会(太田保育園) 利用定員の設定について

# 新制度における給付を受けるためには

施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、教育・保育施設としての認可とは別に市町村の「確認」を受け、「利用定員」を設定する必要があります。

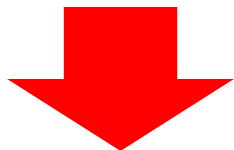
「認可定員」は、施設としてのハード面、人的配置などのソフト面が法に適合している場合に認められる定員です。

「確認」とは、対象の施設・事業が、公費（給付費）の支給対象となる施設・事業所としての要件を備えているかを市町村が審査するものです。

原則として、認可を受けた施設であっても、市町村による確認を受けなければ給付の対象となりません。

「利用定員」は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐために、その地域の保育ニーズに合致した供給量に見合った定員を「利用定員」として設定し、その人数に応じて公費（給付費）を支出します。

利用定員は、市町村の子ども・子育て会議等による意見を聴いた上で、市町村が定めます。



確認の基準や利用定員の必要性の判断基準は？

確認を行う際の設備・運営の基準（要件）は、市町村が条例で定めます。

また、需要と供給量を判断するための基準となるものが、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「量の見込み」と「確保方策」です。

# 利用定員設定(変更)の手続き

- (1) 給付を受けようとする施設・事業者は、「行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」もしくは「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たした上で、市へ確認の申請を行います。
- (2) 確認申請があった場合、市では条例と「行田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき審査を行います。
  - ・設備や職員配置などの運営について←条例と合致しているか？
  - ・利用定員←市町村の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員となっているか？

## 《利用定員の設定にあたっての留意事項》

- ①教育・保育施設の利用定員の最低人数は、20名以上。(幼稚園は除く)
- ②認定区分(1号～3号)ごとに設定し、3号認定子どもの定員は、0歳と1・2歳に区分する。
- ③認可定員と一致させることが基本であるが、
  - ・恒常的に実利用人数が少ない場合には、実際の利用状況に基づいた人数で設定すること可能。
  - ・恒常的に利用定員を超過している場合には、定員弾力化の措置や給付の減額措置を行う。

# 子ども・子育て支援法関係

## 《子ども・子育て支援法》(一部抜粋)

### (特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

↑【1号・2号・3号認定】

(2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ←【1号認定】

(3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ←【2号・3号認定】

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 (略)

# 社会福祉法人瑞穂会(太田保育園) 利用定員の変更(案)

【現 行】 120人

| 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計  |
|----|----|----|----|----|----|-----|
| 3  | 9  | 12 | 24 | 35 | 37 | 120 |

【変更後】 100人 平成31年4月1日より変更予定

| 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計  |
|----|----|----|----|----|----|-----|
| 3  | 9  | 12 | 24 | 26 | 26 | 100 |

【変更理由】

ここ数年、入所児童数が減少しつつあり、中でも3歳以上児の入所が少ない状況にあり、(社福)瑞穂会から利用定員変更の申請があった。給付の観点からも利用定員を変更すべきとの判断から変更を行う。

太田保育園の利用者(推移)H31.4月の人数は平成31年2月12日現在

|        | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計   |
|--------|----|----|----|----|----|----|------|
| H28.4月 | 4  | 21 | 19 | 23 | 28 | 21 | 116人 |
| H29.4月 | 2  | 16 | 23 | 20 | 23 | 27 | 111人 |
| H30.4月 | 3  | 13 | 17 | 25 | 20 | 22 | 100人 |
| H31.2月 | 7  | 15 | 18 | 25 | 20 | 23 | 108人 |
| H31.4月 | 2  | 9  | 15 | 17 | 24 | 20 | 87人  |

# 子ども・子育て支援事業計画(2号・3号認定) (平成27年～平成31年度)

|      |     | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0歳   | 見込  | 75  | 77  | 75  | 96  | 100 |
|      | 確保数 | 67  | 67  | 83  | 85  | 100 |
| 過不足数 |     | －8  | －10 | 8   | －11 | 0   |
| 1～2歳 | 見込  | 367 | 357 | 346 | 424 | 403 |
|      | 確保数 | 335 | 335 | 390 | 387 | 403 |
| 過不足数 |     | －32 | －22 | 44  | －37 | 0   |
| 3歳以上 | 見込  | 735 | 716 | 697 | 710 | 763 |
|      | 確保数 | 848 | 848 | 848 | 862 | 877 |
| 過不足数 |     | 113 | 132 | 151 | 152 | 114 |